

三浦半島みらいミーティング拡大事業参加規約

令和8年7月7日 制定

令和8年度に神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター（以下、「県」という）が株式会社トレジャーフット（以下、「事務局」という）に委託した「三浦半島みらいミーティング拡大事業」について、円滑な事業実施を図るため、県・事務局・参加者が遵守すべき事項等について以下のとおり定める。

- 1 三浦半島みらいミーティング拡大事業は「定例会事業」「地域リーダー育成事業」「リソースシェア事業」「副業・兼業人材活用事業」「起業支援事業」の5事業により構成する。
- 2 参加者は、県及び事務局の指示に従うとともに、各事業の円滑な実施を妨げる行為をしてはならない。
- 3 県及び事務局は、参加者が各事業の円滑な実施を妨げる行為、または次に掲げる行為をした場合は直ちに参加を拒否することができる。
 - (1) 法令等に違反する行為、またはその恐れのある行為
 - (2) 公の秩序、または善良の風俗に反する行為
 - (3) 政治活動、選挙活動、または宗教活動を目的とした行為
 - (4) 個人、企業、団体等を誹謗中傷し、名誉や信用を傷つける行為
 - (5) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長し、人権を侵害する行為
 - (6) 個人情報等を特定、開示、漏えいするなど、プライバシーを侵害する行為
 - (7) 他の参加者に不安や迷惑を感じさせる行為
 - (8) その他、県及び事務局が不適切であると判断した行為
- 4 県及び事務局は、参加者同士のトラブルについて一切の責任を負わないものとする。
- 5 県及び事務局は、参加者が神奈川県暴力団排除条例に抵触する場合、参加を拒否することができる。
- 6 県及び事務局は各事業の実施にあたり、記録の作成やホームページでの広報を目的として写真や動画の撮影をするため、撮影されることを希望しない参加者は事前に申し出ることとする。
- 7 県及び事務局は、個人情報の収集、利用、提供、管理及び廃棄について、個人情報保護法に基づき適切に行うこととする。
- 8 本事業の実施に伴い発生した損害について、県及び事務局は一切の責任を負わないこととする。
- 9 事務局は、一度支払われた受講料等の返金を行わないこととする。